

遺族厚生年金、一部変更へ…？

いつもお世話になっております。

遺族厚生年金に関して、男女格差の是正として厚生労働省が
変更する方針案を出したためお知らせ致します。

変更内容は、20代から50代に死別した、子のない「配偶者」に
対する遺族厚生年金を、配偶者の死亡といった生活状況の
激変に際し、生活を再健することを目的とする5年間の有期給付
として位置付け、年齢要件に関わる男女差を角解消とのこと。

現行制度では、主たる生計維持者を「夫」と捉え、夫と
死別した「妻」に対して妻が30歳以上の場合は期間の定め
のない終身の給付が行われております。対し、夫は55歳未満の
場合、遺族厚生年金の受給権は発生しません。

今後は、妻が30歳未満に死別した場合に有期給付となっている
遺族年金について、適切な配慮措置を講じた上で、30歳以上へと
対象年齢を徐々に引き上げることに、見直しを行う予定です。
引き上げの施行にあたっては、現に存在する男女の就学環境の
違いも考慮するとともに、現行制度を前提に生活している方々に
配慮する観点から、相当程度の時間をかけて段階的に施行しております。

いかかでしょうか。女性の就労率は確かに上がっており、また、
配慮予定もあるとのことですが、やはり賃金に差があることが
個人的には気がなるところです。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまで「連絡くださいませ。」